十　現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十一　現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対するＡＴ準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

十二　現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十三　現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行　別表第三第一号から第三号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）

十四　現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行　別表第三第四号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

十五　現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十六　現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十七　現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十八　現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ中型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

［３・４　略］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　略］

６　府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

二　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

［号を加える。］

［号を加える。］

五　現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習　別表第三第一号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

［号を加える。］

六　現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

七　現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

［号を加える。］

［３・４　同上］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　同上］

６　［同上］

一　大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］